

「やちよ自然エネルギー市民協議会」会則

(名称)

第1条 この会は、「やちよ自然エネルギー市民協議会」(以下、本協議会という)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、八千代市で持続可能な社会を実現するために、地球温暖化対策として省エネルギーと共に、持続可能な自然エネルギーを活用し、市民が様々な主体と連携しながら、福島第一原発事故で様々なリスクが明らかになった原子力発電から脱却し、地球温暖化の原因となる石炭などの化石燃料から自然エネルギーへ転換する取り組みを地域が主体となって推進することを目的とする。

(会員)

第3条 本会の目的に賛同して本協議会の活動に参加する個人を正会員とし、賛同して支援する個人および団体を賛助会員とする。入会を希望するものは事務局に申し込むものとし、幹事会の承認を得て会費の納付を条件に入会を認める。退会についても事務局に申し込み、幹事会の承認を得て退会を認める。

1. 正会員の会費は年間2,000円とする。
2. 賛助会員の会費は、個人は年間1,000円以上、団体は年間5,000円以上とする。
3. 会費は年度毎に納付するものとし、会費の納付を条件に会員として自動的に継続される。
4. 会員として本協議会の目的に明らかに反する活動をしたり、社会的に不適切な行為があった場合には幹事会により会員の退会を決定することができる。

(幹事および役員)

第4条 本会に幹事(最大15名)をおき、次の役員を互選により決定する。

代表 1名、副代表 数名、事務局長 1名、会計 1名、監事 1名

第5条 幹事は本協議会の運営を分担して担当し、役員は次の職務を担当する。

1. 代表は、会務を統括し、この会を代表する。
2. 副代表は会長を補佐する。また、代表不在時はその職務を代行する。
3. 事務局長は、主として本会の内外の連絡や、本会の事務全般を行う。ただし、本協議会の運営は、幹事が分担してその役割を担う。
4. 事務局は、事務局長の指定した場所におく。

第6条 幹事は、原則として毎年10月に開催する本協議会の総会により任免する。

第7条 幹事は任期2年とし、再任を妨げない。

(活動)

第8条 本会は、第2条の目的達成のために、次の活動をおこなう。

1. 市民と行政や地域の関係団体が協働できる場づくりを通じて、この地域で自然エネルギーの活用や普及拡大を進め、農業などの地域経済の活性化や防災

対策にも貢献することを目指すための勉強会などの開催。

2. 地域が主体となって自然エネルギーへの転換を推進する取り組みとして、持続可能な自然エネルギーによる地域事業(地域主体の太陽光発電事業など)を実現するための事業化の支援。
3. 地球温暖化対策の重要性や持続可能な自然エネルギーに関する意識の向上を図り、様々な取り組みを進めるために、自然エネルギーなどに関する様々な情報を市内外と共有し、発信する。

(会議)

第9条 本協議会の会議は、原則として幹事会および定例会、年1回の総会とする。

第10条 幹事会は、原則として1ヶ月に1回程度開催し、本協議会の運営をするための検討・審議をする。定例会は原則として1カ月に1回程度開催し、勉強会や運営に関する報告・協議を行う。

2. 各年の原則として10月に開催する総会では、過去1年の活動の総括と、次年の活動計画などについて検討・審議する。

(決議)

第11条 総会における議決事項はあらかじめ通知した事項とし、議事は出席した正会員(委任状を含む)の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権等)

第12条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、表決を出席者1名に委任するか、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した会員は、前条の議決の適用については、定例会に出席したものとみなす。

(アドバイザー)

第13条 本会への助言等を行うアドバイザーを数名おくことができる。

2. アドバイザーの選任と決定は、幹事会が行う。

(付則)

1. 本会則は平成29年10月14日から施行する。

以上